

北海道立函館美術館美術作品等特別観覧規程

(平成 29 年 4 月 1 日館長決定)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、北海道立函館美術館（以下「函館美術館」という。）が所蔵する美術作品及び美術資料（以下「美術作品等」という。）の特別観覧について、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 特別観覧とは、函館美術館が所蔵する美術作品等を熟覧し、写真撮影し、複製し、模写し、及びそれらを出版物に掲載することをいい、美術に関する学術研究又は美術館活動の促進に寄与するものと北海道立函館美術館長（以下「館長」という。）が認めたときに許可する。

なお、この規程において、次の用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

(1) 写真撮影

写真撮影とは、函館美術館設置敷地内の建物、施設等の撮影、函館美術館が所蔵する美術作品等及び美術資料等の写真撮影をいう。

(2) 美術資料等

美術資料等とは、美術資料、その他資料及び写真原板をいう。

(3) 画像資料

画像資料とは、デジタル・データ、ビデオテープ、CD-ROM・DVD-ROM等の電子記録媒体により作成・記録したデータ並びに印画紙やフィルム等に焼き付けられた画像をいう。

(4) 出版物に掲載

出版物に掲載とは、第 2 条第 1 項第 1 号から 3 号で得た画像等を新聞、書籍、電子媒体による出版物等に図版等として載せること、又はテレビ番組として制作放映し、若しくは映画フィルムとして配給することをいう。ただし、時事報道を目的とした場合は、除くものとする。

(特別観覧期間)

第 3 条 特別観覧の期間は、1 月以内を原則とする。ただし、特別な事情にあると館長が認めた場合は、その期間を延長することができる。

(特別観覧申請)

第 4 条 美術作品等の特別観覧を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、特別観覧申請書（別記第 1 号様式）を館長に提出しなければならない。

なお、出版物に掲載する場合は、別記第 1 号様式の「出版物についての明細」の欄に所定の事項を記載しなければならない。

(許可条件)

第 5 条 特別観覧の許可条件は、次のとおりとする。

- 2 特別観覧期間中の美術作品等の管理は、申請者が善良な管理者の注意をもって管理するものとし、館長通知（別記第 2 号様式）の際に示す許可条件を遵守するものとする。
- 3 特別観覧を目的として、美術作品等を函館美術館から持ち出す場合については、北海道立函館美術館美術作品等貸与規程によるものとする。
- 4 美術作品等の特別観覧について、次の各号の一に該当するときは許可しない。
 - (1) 函館美術館の当該作品の所有権又は著作権若しくは写真原板等の著作権がないものについては、許可を受けようとする者が事前に所有権者並びに著作権者から書面により承諾を受けていない場合。ただし、所有権者又は著作権者から口頭により承諾を受け、館長が特に認めた場合は、この限りではない。
 - (2) 撮影等により美術作品等の保存・管理又は函館美術館の管理運営上、支障があると認められる場合
 - (3) 一般観覧者の観覧に支障をきたすと認められる場合

- (4) 撮影、掲載等の目的が、函館美術館の運営方針に沿わず、不相当と認められる場合
(許可通知)

第6条 館長は、特別観覧の許可を決定したときは、申請者に対し、条件を付して別記第2号様式により通知する。

- 2 館長は、特別観覧を許可しない場合は、申請者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(事務処理)

第7条 特別観覧に係る事務処理は、学芸課が行い、総務課の合議を経なければならない。

- 2 第3条第1項の「特別な事情にあると館長が認めた場合」並びに第5条第4項第1号の「館長が特に認めた場合」を適用して許可する場合には、決定書にその理由を付さなければならない。

- 3 特別観覧に係る貸与、返却については、その都度、特別観覧貸与・返却記録簿（別記第3号様式）に記録しなければならない。

- 4 美術作品等特別観覧貸与・返却記録簿は、学芸課において記録・保管する。

(特別観覧料)

第8条 美術作品等の特別観覧は、無償とする。

(出版物の提出)

第9条 出版物の作成を目的として特別観覧を許可された者は、その申請の目的が完了した時点で、速やかに出版物を館長に提出しなければならない。

(許可取消)

第10条 特別観覧の許可を受けた者が、使用目的以外にこれを使用し、又は第5条各号の許可条件を履行しないとき、若しくは函館美術館職員の指示に従わないときは、館長は特別観覧期間中であつても、許可を取り消すことができる。

附則（平成29年4月1日）

- 1 この規程は、決定の日から施行する。

附則（平成31年3月29日）

- 1 この規程は、決定の日から施行する。

附則（令和3年3月30日）

- 1 この規程は、決定の日から施行する。

附則（令和7年8月20日）

- 1 この規程は、決定の日から施行する。

特 別 観 覧 申 請 書

年 月 日

北海道立函館美術館長 様

申請者 千 住所 氏名 [電話 氏名]

次により、特別観覧の許可を受けたいので北海道立函館美術館美術作品等特別観覧規程により申請します。

記

目 的	
美術作品等の作者名 及 び 作 品 名	
著 作 権 者 の 承 諾	承諾書別添 著作権消滅 その他 () 著作権者 (住所 氏名 電話)
特 別 観 覧 の 区 分	熟覧 模写 撮影 (出版物・テレビ・映画) デジタル・データの使用 () 写真原板の使用 その他 ()
観 覧 希 望 日 時	年 月 日 () 時から 時まで
観 覧 する 者 の 氏 名	
写 真 原 板 等 の 貸 与 希 望 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
返 却 日 時	年 月 日 () 時頃

【出版物についての明細】

出版物の名称		出 版 社 名	
編集責任者氏名		発 行 の 趣 旨	
発 行 部 数		発 行 年 月 日	
原 稿 執 筆 者		ホームページ URL	

担当者連絡先	所 属		電話番号	
	職・氏名		FAX 番号	
	メールアドレス			

注) 「担当者連絡先」の記載の無い申請書は、受理できませんので留意願います。